第二号ハの表に次のように加える。

有限会社平塚工務店	宮城県仙台市青葉区柏木一丁目三番十四号	鉄筋施工
有限会社外崎鉄筋工業所	宮城県黒川郡富谷町明石字上桜木六十四番地	鉄筋施工
株式会社シグマ製作所	埼玉県川口市大字新堀百四十番地二	鋳造

○法務省告示第四百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社白山菖蒲亭	石川県加賀市山代温泉桔梗丘四丁目三十四番地一	ホテル業務
有限会社岡田旅館	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯五百五番地	ホテル業務
株式会社サン浦島	三重県鳥羽市浦村町千二百十五番地五	ホテル業務

○法務省告示第五百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

中島合金株式会社	東京都荒川区南千住七丁目三十番一号	機械加工

○法務省告示第五百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社ふじや	愛知県豊明市栄町舘三十六番地の一	加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第五百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年一月三十一日法務省告示第三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社フカヤプレス	愛知県大府市大府町ウド九十二番地	金属プレス加工

○法務省告示第五百三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、カナダ　オンタリオ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十一月二十日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ピーター・ゴードン・アームストロング

生年月日　千九百七十九年五月十五日

○財務省・農林水産省告示第十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　西川　公也

一中「年九厘」を「年八厘」に、「年一分五毛」を「年九厘五毛」に、「年二分五毛」を「年一分九厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十一年以下	年四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年八厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十一年以下	年四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年八厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　西川　公也

「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　西川　公也

「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。